

障がいがある人もない人もみな、かけがえのない個人として尊重され、地域社会の一員として、自らの意思で日々の生活を選択し、余暇を楽しみ、自分らしく生きる権利をもっている。

こうした考えのもと、町田市では1972年に全国で初めて車いすのままで乗車できるリフト付きバス「やまゆり号」の運行を開始して以来、全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定し、市内にある鉄道の駅の全てにエレベーターを設置するなど、福祉のまちづくりの取組を行ってきた。

また、1998年に障がい者施策の基本理念を「いのちの価値に優劣はない」と定め、市民一人ひとりのいのちの尊さを等しくかがやかせることができるよう、障がい者の社会参加の機会を設ける取組を進めてきた。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の折には、パラリンピアンとの交流をきっかけに、国からこれまでの福祉のまちづくりや心のバリアフリーの取組などが評価され、2020年に「共生社会ホストタウン」の認定を受けている。

その後、2023年の閣議決定においては、障がいを理由とする差別の相談及び紛争の防止等のための体制整備について、市区町村が基本的な役割を果たすことを求められている。

障がい者への差別をなくし、誰もがともに生きる社会をつくるためには、市、事業者、そして大人や子ども、高齢者や障がい者も含めた市民一人ひとりが、今なお社会に存在する様々な障壁や、障がいに対する誤解や偏見をなくしていかなければならない。

ここに町田市は、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができるよう共生社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について必要な事項を定めることにより、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 障がい者等 障がい者及びその家族、介助を行う者その他の関係者をいう。
- (3) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 障害の社会モデル 障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、その障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものであるとする考え方をいう。
- (5) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除、制限その他障がいがない者と異なる取扱いであって、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害するものをいう。
- (6) 合理的な配慮 社会的障壁の除去のために、障がい者の年齢、性別、障がいの状況等に応じて行われる必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、社会通念上その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (7) 障がいを理由とする差別 不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利又は利益を侵害することをいう。
- (8) 市民等 市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市を訪れる者をいう。

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別を解消するための取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 全ての人は、障がいの有無にかかわらず、地域の中で自分らしく暮らす権利を有し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、かつ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
- (2) 障がい者に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障がい、障がい者及び障害の社会モデル(以下「障害の社会モデル等」という。)に関する理解不足から生じていることを踏まえ、市、事業者及び市民等は、障害の社会モデル等について理解を深めること。
- (3) 障がい者も障がいがない者も、それぞれの立場を理解し、建設的な対話のもと相互に協力していくこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を計画的かつ継続的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に必要な体制の整備を図るとともに、障害の社会モデル等に関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。

3 市は、市職員が障害の社会モデル等についての理解を深めるための取組を行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- (2) 障がいと理由とする差別の解消の推進に取り組むこと。
- (3) 市が実施する障がいと理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力すること。
- (4) 従業者に対し、障害の社会モデル等に関する意識の啓発を図ること。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 障害の社会モデル等について主体的に理解を深めること。
- (2) 市又は事業者が実施する、障がいと理由とする差別を解消するための取組に協力すること。

(障がい者等の役割)

第7条 障がい者等は、社会的障壁を適切に除去するため、障がいと理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信し、配慮しようとする者と共有するよう努めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がい者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときは、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 意思の疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (2) 不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む。)を利用に供する場合
- (3) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合
- (4) 重要な財産の契約を行う場合
- (5) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合
- (6) 就労に係る相談対応又は支援を行う場合
- (7) 医療、介護又はリハビリテーションを提供する場合
- (8) 福祉サービスを提供する場合
- (9) 教育を行う場合
- (10) 保育を行う場合
- (11) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合
- (12) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合
- (13) 選挙を行う場合
- (14) 前各号に掲げるもののほか、当該事務又は事業が社会的障壁となっている場合

2 市民等は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、社会的障壁の除去の実施について、当該障がい者及び市民等の双方による建設的な対話を通じて合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(相談等)

第10条 障がい者等は、市又は市が委託する相談機関(以下「委託相談機関」という。)に対し、障がいと理由とする差別に関する相談(以下「差別相談」という。)をすることができる。

2 委託相談機関は、差別相談を受けたときは、速やかにその内容を市に報告するものとする。

3 市は、差別相談又は前項の規定による報告を受けたときは、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 相談者に対する情報の提供
- (2) 当該差別相談の関係者間の調整
- (3) 相談者に対する関係行政機関の紹介

4 差別相談の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定により市が行う事実の確認、調査及び調整に協力しなければならない。

(助言又はあっせんの申立て)

第11条 障がい者及びその家族、後見人その他当該障がい者を現に保護する者(以下この項及び第15条第3項第2号において「家族等」という。)は、当該障がい者に対する障がいと理由とする差別に該当すると思われる事案(以下「対象事案」という。)があるときは、市長に対し、その解決に必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、家族等が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが当該障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の申立てをすることができない。
- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。
 - (2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から起算して3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第74条の5に規定する紛争に係るものであるとき。
 - (4) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
 - (5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成30年東京都条例第86号)第9条の規定による東京都知事に対するあつせんの求めがなされているとき。
 - (6) 申立ての原因となる対象事案が市外で発生したものであるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、申立てを行うことが適当でないと市長が認めるとき。

(事実の確認又は調査)

第12条 市長は、前条第1項の申立てがあつたときは、対象事案に係る事実について必要な確認又は調査(次項において「確認等」という。)を行うことができる。

- 2 前項の規定による確認等の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、確認等に協力しなければならない。

(助言又はあつせん)

第13条 市長は、第11条第1項の申立てがあつたときは、第15条第1項に規定する町田市障がい者差別解消調整委員会に対し、助言又はあつせんを行うことの適否及び内容について諮問するものとする。

- 2 第15条第1項に規定する町田市障がい者差別解消調整委員会は、前項の助言又はあつせんの適否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、当該申立てに係る対象事案の関係者(次項において「申立関係者」という。)に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による諮問に係る答申を受け、助言又はあつせんを行うことが適切であると判断したときは、申立関係者に対し、助言又はあつせんを行うものとする。

(勧告及び公表)

第14条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあつせんを行った場合において、障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあつせんに従わないときは、当該助言又はあつせんに従うよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者(事業者に限る。)が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(町田市障がい者差別解消調整委員会)

第15条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、市長の附属機関として、町田市障がい者差別解消調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、第13条第1項の規定による助言又はあつせんに関する市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

- 3 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 障がい者及び家族等 2人以内
- (3) 事業者の代表 2人以内
- (4) 福祉関係団体の代表 1人

- 4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

- 9 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

- 10 臨時委員の任期は、前項の特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

- 11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。
[様式ダウンロード]

改正後			改正前		
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1) ～ (35) 略 (36) <u>町田市障がい者差別解消調整委員会委員</u> (37) ～ (70) 略 別表 (第3条関係)			第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1) ～ (35) 略 (36) <u>削除</u> (37) ～ (70) 略 別表 (第3条関係)		
職名		報酬額	職名		報酬額
略		略	略		略
国際版画美術館運営協議会委員		略	国際版画美術館運営協議会委員		略
<u>町田市障がい者差別解消調整委員会</u>	会長	<u>日額 25,500円</u>			
	学識経験者	<u>日額 21,700円</u>			
	その他委員	<u>日額 10,000円</u>			
略		略	略		略